

徳監第1040号  
令和3年6月11日

オンブズマン四国  
代表者 梶田 道男 様

徳島県監査委員	近 藤 光 男
同	岡 崎 悦 夫
同	大 寺 健 司
同	原 徹 臣
同	福 山 博 史

令和3年5月11日に提出された地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく徳島県職員措置請求については、次の理由により却下する。

## 第1 請求の要旨

### （1）請求の趣旨

「とくしま県議会だより」の新聞折込による配布は、新聞購読者のみに届き、全県民に届かない不公平な配布方法であり、市町村に協力依頼するなど他の方法によると経費は大きく削減できる。

については、令和2年度に新聞販売店に支払った「とくしま県議会だより」の折込料7,239,848円の返還を徳島県知事（以下「知事」という。）に求める。

### （2）請求の理由

徳島県の行政施策の一環として、「とくしま県議会だより」を年間4回発行して新聞の折込等で配布して県議会の様子を県民に啓発している。

この事は、誠に結構な施策と存じ上げるが、配布方法に問題点がある。

新聞の折込で配布しており、新聞を購読していない家庭には届かない。

徳島県のホームページによる2020年6月1日現在の世帯数は、310,684世帯である。

情報公開で得た配布部数は、多いときで246,590部であり大きい差がある。

全世帯に配布出来ておらず、これは、日本国憲法第14条の「法の下での平等」に違反しており、地方公共団体として法令に違反しての事務は地方自治法第2条第16項の違反である。

県内の多くの市町村では、広報資料等の配布は自治会を通して配布し、自治会未加入世帯には役場職員が配布するなどして、経費を殆ど使わず全戸に配布出来ている。

徳島県としては、市町村に配布を依頼するなど、全戸に配布出来、経費負担も現行より少ない方法を創意工夫するべきであり、努力不足を甚だしく感じられる現在の配布方法は、県民として非常に残念で納得出来ない。

令和2年度に新聞販売店に支払った、7,239,848円はマスコミへの付度と疑われても仕方の無い県費の無駄遣いである。

地方自治法第2条第14項では、地方公共団体は、「その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の向上に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」とあり、本法令にも違反している。

また、本県は、歳入面で県税等の自主財源が少なく、国に依存せざるを得ない財政構造であるうえ、多額の県債残高を抱えており、財政の硬直化が課題となっている。こうした状況のなか、経費支出の削減合理化についてこれまで以上の見直しが要求されているにも拘わらず、このような無駄な経費の支出は決して許されず、知事に経費の全額返還を求める。

(以上、おおむねこのように解する。なお、事実証明書の記載は省略する。)

## 第2 決定の理由

地方自治法第242条第1項に規定する住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員に違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実があると認めるときに、これらの事実を客観的に証する書類を添え、当該普通地方公共団体の住民が監査委員に対し監査を求め、当該普通地方公共団体が被った損害を補填するために必要な措置等を講ずることを請求できる制度である。

監査請求を行うに当たり、請求人は、自らが問題とする財務会計行為を特定するとともに、特定した財務会計行為の違法性又は不当性について、具体的かつ客観的に摘示する必要がある。

そこで、本件請求についてみると、請求人は上記「第1 請求の要旨」のとおり、「とくしま県議会だより（以下「議会だより」という。）」の新聞折込によ

る配布は、新聞購読者のみに届き、全県民に届かない不公平な配布方法であり、市町村に協力依頼するなど他の方法によると経費は大きく削減できる。全世帯に配布出来ておらず、憲法の定める平等原則、地方自治法の事務処理原則に違反しており、令和2年度に新聞販売店に支払った「議会だより」の折込料7,239,848円の返還を求める。」旨主張している。

「議会だより」は、議会の活動を県民に知ってもらうための広報紙として発行しているものであり、県議会ホームページでの情報発信、テレビ・ラジオ等による議会日程の広報やケーブルテレビを活用した本会議放送などとともに、県議会における県民への広報活動の一つの役割を担っているものである。

また、その配布方法は、本件新聞折込による方法のほか、県議会ホームページへの掲載や、県庁ふれあいセンター、各総合県民局、市町村役場、議会事務局や県内各高校等での配布など、新聞を購読している世帯だけでなく、より広く希望者には行き届くような取組もなされている。

行政の行う広報は、より多くの住民にできる限りあまねく届くよう、各自治体の判断により、様々な媒体、手段を用いて取り組まれるものと考えられるが、本件「議会だより」の発行及びその新聞折込による配布も、その一つである。

したがって、一般的に、こうした「議会だより」のような広報紙について、全戸配布が不可欠であるとは言えないし、もとより、法令等で義務づけられたものではないことから、請求人による、本件新聞折込の配布方法について、「全世帯に配布できていないことから、憲法の規定する平等原則に違反しており、法律違反の事務執行を禁じた地方自治法に違反する。」旨の主張は、本件財務会計行為である「議会だより」の折込料7,239,848円の支出について、違法性又は不当性を具体的かつ客観的に摘示したものとは言えない。

さらに、請求人は、「県内の多くの市町村で、広報資料等は自治会を通じ、自治会未加入世帯には職員が配布するなど、経費を殆ど使わず全戸配布出来ている。市町村に配布を依頼するなど、全戸に配布出来、経費負担も現行より少ない方法とすべきである。」旨主張するが、徳島市、阿南市、小松島市など世帯数の多い市を含めたいくつかの市町村において、広報紙が新聞折込の方法で配布されていることはホームページ等からも確認できることから、請求人の主張は事実と相違するものである。

よって、本件請求は、地方自治法第242条第1項に規定する住民監査請求の要件である財務会計行為の違法性又は不当性を具体的かつ客観的に摘示しているものとは認められないので、住民監査請求の対象とはならない不適法なものと判断し、却下する。